

【会則】

第1条（名称）

本会は大分甲南会と称する。

第2条（目的）

本会は会員相互の交流、親睦、向上を図ると共に、社会の教育、文化の振興、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会員）

本会は甲南学園卒業生で大分県内在住の者及び大分県内出身者で組織する。

第4条（役員）

1. 本会は次の役員を置く

会長 1名

会計 1名

幹事 若干名

但し、副会長を置くことが出来る。

2. 役員は総会において会員の互選にて選出するものとする。会計、幹事は会長が委嘱する。

3. 会長は本会を代表し、会務を総理する。

4. 幹事は会長の指示により会務を執行する。

5. 役員の内任期は2年間とし、再任は妨げない。

第5条（会議）

1. 本会は毎年1回総会を開催し、会務報告及び会計報告は総会において承認を得ることとする。

但し、必要あるときは会長が幹事会の承認を得て、臨時総会を召集する事ができる。

2. 総会において、下記事項を協議する。

(1) 役員選任

(2) 会則の改廃

(3) その他、本会運営に必要な事項

3. 幹事会は会長、会計および幹事で構成し、会長が必要に応じて召集する。

第6条（会計）

1. 本会は会費によって運営する。会費の額は別に定める。

2. 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。会計監査は総会において監査報告を行う。

付 則

1. 本条に定めのない事項は幹事会で決定するものとする。

2. 第6条による会費は、1ヵ年3,000円とする。

3. 幹事会に事務局を置き、下記の事務を取り扱うこととする。

- (1) 名簿の作成等による会員の把握
- (2) 第5条に定める会議の準備及び実施
- (3) 会費の徴収
- (4) その他、本会運営に必要な事務

4. この会則は平成9年1月24日より施行する。